

平成 29 年度 学校 経営 計画

1 学校教育目標

主体的に社会参加を目指す、明朗で協調性に富む、健康な児童生徒を育成する。

校訓 「明るく 仲よく 元気よく」

2 学校の特徴

- ・ 知的障害や肢体不自由のある児童生徒を対象にした新川地域唯一の特別支援学校である。児童生徒の約 8 割が自宅から通学しており、その他は隣接の児童福祉施設から通学している。
- ・ 小学部・中学部・高等部のほか、通学して教育を受けることが困難な児童生徒のために訪問教育が開設されている。
- ・ 一人一人の可能性を最大限に伸ばすとともに、個別の教育支援計画に基づいて将来の生活の自立や、よりよい社会参加のできる児童生徒の育成を目指している。
- ・ 学部や学年の行事を通して、社会的な体験を広めるとともに、近隣の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校及び地域の方々との交流教育を大切にしている。
- ・ 関係機関と連携しての早期教育相談の実施及び小学校・中学校・高等学校への支援等では、特別支援教育コーディネーターを中心に新川地域における特別支援教育のセンター的役割の充実を図っている。
- ・ 校内実習や就業体験、関係機関との連携を通して、卒業後の豊かな生活を目指した職業教育や進路支援に努めている。
- ・ 医療的ケアの必要な児童に対する教育活動への適切な支援を行うために看護師が配置されている。

3 学校の現状と課題

(1) 現状

- ・ 教育の対象が知的障害及び肢体不自由であり、年々、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。
- ・ 児童生徒一人一人の状態や教育的ニーズに応じた指導の充実を図るため、学校・保護者・隣接児童福祉施設が協力して個別の教育支援計画の作成や情報の共有等連携を図っている。
- ・ 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、キャリア教育の理解・推進を図っている。
- ・ 医療と密接な連携を必要とする重度の肢体不自由児童生徒が在籍している。
- ・ 新川地域の特別支援教育のセンター的役割を果たすことが求められており、小学校等への支援に積極的に取り組んでいる。
- ・ 小学校・中学校・高等学校・地域との交流及び共同学習を継続して実施している。

(2) 課題

- ・ 障害の程度や発達の状態に合わせた指導の充実
- ・ 特別支援教育に関する専門性向上のための現職教育の充実
- ・ 児童生徒一人一人のニーズに応じた進路支援の充実
- ・ 健康で安全な教育環境の整備
- ・ 特別支援教育のセンター的機能の充実

4 学校教育計画

項 目		目標・方針及び計画	
1	学習活動 重点1	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団の中で一人一人が、主体的に取り組む力を培う学習指導の充実を図る。 ・ 小・中・高等部の一貫した支援の充実を図る。 ・ 自立と社会参加に向けた学習指導の充実を図る。
		計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「教師のための授業改善ポイント」を活用した授業研究を行う。 ・ 他学部の授業参観等の後に意見交換会を行い、所属学部の指導に活かす。 ・ 小学部、中学部、高等部での学びの系統性や一貫性を意識し、「適切な支援」を検証しながら、自立と社会参加に必要な力を培う学習指導に取り組む。
2	学校生活 重点2	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校環境の整備を行うとともに、児童生徒の健康で安全な生活を保持・増進するための習慣・態度の育成を図る。
		計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗いの手順表や手洗いチェックカードを活用し、正しい手洗いの仕方についての指導を行う。 ・ 保健委員会の活動をとおして、正しい手洗いの仕方や手洗いの励行を呼びかけるとともに、児童生徒を対象とした手洗い教室を実施する。
3	進路支援	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の多様なニーズに合わせた進路支援の充実を図る。
		計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携を図り、進路支援に必要な情報を収集・整理し、懇談会や各種通信等をとおして本人や保護者に提供する。 ・ 教員対象の進路に関する学習会を開催し、進路指導に生かす。
4	特別活動	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒会活動、学校行事等を通して、児童生徒の自主性、社会性の育成を図る。 ・ 児童生徒の読書環境を整え、読書活動の充実を図る。
		計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒会が中心となり、ボランティア活動の推進を行う。 ・ ボランティア活動の実践ができる機会を設定する。 ・ 図書委員会の活動をとおして、図書の紹介を行う。 ・ 貸し出しの状況を確認することで意欲が高まるよう、図書の貸し出しカードの工夫を行う。
5	その他 重点3	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る。 ・ P T A会員のニーズに合った事業を工夫することで、会員の積極的な事業への参加を促し、P T A活動の活性化を図る。
		計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内の特別支援教育コーディネーター連絡会を定期的で開催し、相談事例について検討するとともに、関係機関と連携しながら具体的な支援を行う。 ・ 障害者に配慮がある商店、病院等の各施設、福祉サービス等の情報を収集し、保護者で共有できるよう情報誌を作成する。

5 今年度の重点課題（学校アクションプラン）

平成29年度 にかわ総合支援学校アクションプラン - 1 -	
重点項目	学習活動（小学部）
重点課題	集団の中で、一人一人が役割を理解し、主体的に取り組む力を培う学習指導の充実
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 本校では、平成21年度より『授業づくり・授業改善』に取り組んでいる。小学部では、平成27年度には各教科等を合わせた指導を、平成28年度には教科学習を取り上げ実践を行った。その結果「自分の役割の理解」「友達との協力ややりとり」「自発的な準備や片付け」「教師への報告」などに関して一定の成果がみられた。 実践では、課題解決や協働の機会の設定、物理的・人的支援環境を工夫し“どのように学ぶか”という視点での授業づくりの意識が進んだ。しかし、児童が「できた」「分かった」ことがその他の学習場面、家庭や地域生活で十分に生きる力となっていたかという点では課題が残った。そこで、主体的で協働的な学びだけでなく、児童が思考・判断・表現しながら学ぶ場面を効果的に取り入れた取組が必要である。
達成目標	教科学習における授業検討の実施回数
	各学年グループ2回以上
方 策	<ul style="list-style-type: none"> 教科学習について、各学年グループで対象授業を決め、授業検討（指導案検討→授業①→事後検討①→授業②→授業検討②）を行う。 学習会を通して「教師のための授業改善ポイント」の項目内容の捉え方等についての共通理解を図り、授業検討に活用する。 学校訪問研修等の機会も利用し、いろいろな授業場面においても同じ視点で取り組み、成果や課題を共有しながら授業に活かしていく。 他学部の授業を参観したり他学部の教員に授業を参観してもらったりして得られた意見を参考にし、学びの系統性や一貫性を意識した取組を行う。

平成29年度 にかわ総合支援学校アクションプラン - 2 -		
重点項目	学校生活（保健部）	
重点課題	感染症予防の充実（手洗い指導の充実）	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 本校には、通常の学校生活には支障がないものの感染症から重篤な状態に陥る障害を有する児童生徒が在籍している。また、身体の不調を伝えることが難しい児童生徒も多い。 感染症予防については、うがい手洗いの大切さを伝えたり、外から戻ったときや、給食の前等の場面を捉えて手洗いの指導を行ったりしている。また、手洗いの手順を各教室や洗面所に掲示し、正しい手洗いを意識できるようにしている。しかし、手のすみずみまで丁寧に洗うことやハンカチで拭くこと等、手洗いスキルの定着は十分とは言えない。 就労までに身に付けておきたい基本的な生活習慣の一つとして、各学部においても手洗いの徹底は課題となっている。 	
達成目標	手洗いの向上が見られた児童生徒の割合	児童生徒を対象とした手洗い教室の実施
	70%以上	年間3回
方 策	<ul style="list-style-type: none"> 全学級に手洗いの手順表を掲示し、手洗いの度に確認できるようにする。 全校児童生徒に手洗いチェックカードを配布し、年に2回、期間を決めて手洗いに関する項目をチェックする。 全校集会や学部集会等の場を活用し、児童生徒も主体的に参加できる形で手洗いの向上につながる取組を行う。 児童生徒を対象にした手洗い教室を実施する。 	

重点項目	その他（総務部）
重点課題	積極的な参加につながるPTA活動の推進
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 保護者から、障害のある子供の養育について、厳しさを感じていることが多くあり、特に、外に出掛けることや、治療を受けること等において、困難さを感じる言葉があるという言葉を多く聞く。しかし、一方では、商店や病院、公園やイベント、福祉サービス等をうまく利用している保護者もあり、これらの有益な情報を保護者同士で共有することは意義があると考えます。 障害者差別解消法が施行され、合理的配慮が求められている今、障害者への配慮がある商店や病院、公園やイベント、福祉サービス等の情報を共有する取組を行うことは、障害のある子供を抱えて生活する保護者や子供自身の社会生活の充実につながり、保護者同士の横のつながりも強めることができると考えている。 本校には、保護者の投稿を掲載した情報誌「ほほえみめ〜る」があり、例年PTA会員の10%程度の投稿がある。この情報誌を利用し、障害者への配慮がある店や施設等の情報を掲載することで、情報誌に興味をもつ保護者が増えるとともに、情報共有の充実を図ることができると思われる。
達成目標	<p>PTA情報誌に情報を提供する保護者の割合</p> <p>PTA会員の20%以上</p>
方 策	<ul style="list-style-type: none"> 保護者と取組についての共通理解を図る。 広報部を中心とした保護者が、情報提供用の様式を作成する。 保護者に用紙を配布し、情報提供を依頼する。 PTA行事の際に、広報部の保護者が中心となって用紙を配布し、情報提供を呼び掛ける。 集まった情報を、例年作成している情報誌「ほほえみめ〜る」に掲載する。 連絡帳や懇談等で、教員が障害者への配慮がある店や施設等について知ることがあれば、保護者に情報の提供を依頼する。また、教員からの情報も提供していく。 保護者の関心が高まるよう、学習発表会等の際に、提供してもらった情報を、校内掲示のPTAコーナーに掲示する。